

『設備投資に特別償却・税額控除 商業・サービス業などを支援』

25年度税制改正で商業・サービス業の設備投資を応援する税制が創設された。例えば、新しい商品を販売するために陳列棚を入れるとか、レジスターを入れ替える、古くなった看板など店舗の外装をきれいにする際などにこの制度を活用すれば、納税額が少なくなる。適用を受けるには、経営革新等支援機関など（経営革新等支援機関、商工会議所、都道府県中小企業団体中央会など）から経営改善に関する指導および助言を受けていることが必要。また、「指導及び助言を受けたことを明らかにする書類」に対象となる設備が記載され、その設備を実際に取得して、中小企業者等の営む商業、サービス業等の事業の用に供しなければならない。対象となる設備は「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」別表第1の「建物附属設備」で60万円以上、および「器具及び備品」で30万円以上。中古品は対象外。設備を使い始めた年度に限り、取得価格の30%の特別償却、または税額控除が受けられる。税額控除される額は、取得価格の7%または税額の20%のいずれか低い額。税額控除は、個人事業者または資本金3,000万円以下の法人のみが選択できる。ファイナンスリース取引のうち、所有権移転外リースで取得した設備の場合、特別償却は選択できない。

『教育費贈与非課税 学校以外500万限度一文科省』

平成25年度税制改正では、子や孫に対する教育資金の一括贈与に係る贈与税が最大1,500万円まで非課税となる制度が創設されたが、この教育資金の範囲が先般の文部科学省告示で明らかにされた。

学校等に直接支払われる、非課税の対象となる金銭には、○入学金、授業料、施設費や試験の検定料○学用品費、修学旅行費、給食費、等が含まれる。「学校等」には、学校教育法上の各種学校のほか、認定子ども園や保育所、制度上位置づけられた国外の学校、日本人学校等も該当。また、支払う先が学校等以外でも、「教育のために支払われるものとして社会通念上相当」であれば幅広く認められ、学習塾や家庭教師、習い事における指導への対価や施設の使用料、その指導の場において必要な物品を指導者を通じて購入する場合の費用が、500万円まで非課税となる。

いずれも「直接」支払う場合に限られ、店舗での物品購入などは対象とならない。ただ学校等で使用する学用品費や修学旅行費、給食費のうち、業者に支払う代金については、学生の全部または大半が支払うものと学校等が認めた場合には500万円までの非課税枠の対象とされる。金融機関に提出する領収書等については、文科省がHPで分かり易く説明している。

